

平成20年11月25日

株主及び登録株式質権者 各位

東京都港区赤坂二丁目17番22号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イトマート  
代表取締役社長 中山 義人

### 株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）に預けていない株主及び登録株式質権者の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座（下記(注)参照）」に関する重要なお知らせです。

当社は、平成20年8月20日開催の取締役会におきまして、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、機構に対し、株券電子化後に当社の普通株式をその振替業において取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「決済合理化法」といいます。）附則第8条第1項の定めに基づき下記のとおり公告いたします。

#### 記

##### 1. 特別口座の開設及び記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅延なく、特別口座の開設及び記録を行うために必要な事項（同法附則第8条第5項各号に定める事項）を機構に対し通知いたします。

##### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

以上

(注)「特別口座」とは、株券電子化に伴い、機構に預託されていない株式について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して、株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。なお、既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主につきましては、株券電子化後も当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。